

ヘルパーステーション さくらんぼ 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人新生会が開設するヘルパーステーション さくらんぼ(以下「事業所」という。)が行う訪問介護自費サービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の訪問介護員が、利用者の多様なニーズに対応し柔軟なサービスを提供することで住み慣れた地域で自立した日常生活が送れることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者が住み慣れた地域で安心して暮らせるために充実したサービスを提供し多様なニーズに柔軟に対応できるようにする

2. 事業の運営に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的かつ効果的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称：ヘルパーステーション さくらんぼ
- 二 所在地：岩国市室の木町1丁目1-50

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次表のとおりとする。

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者 (さくらんぼ麻里 布管理者兼務)	常勤 1名	・訪問介護員等その他の従業者の管理、指導 ・その他の本事業の業務の統括
サービス提供 責任者 (訪問介護員兼務)	常勤 4名 以上	・訪問介護自費サービスの利用申請に係る調整 ・訪問介護員等に対する技術指導
訪問介護員	常勤 4名 以上 非常勤 6名 以上	・訪問介護自費サービスの提供 ・その他第2条の運営方針に基づく業務 ・利用料の徴収
事務員	非常勤 1名以上	自費サービスに請求等必要な事務

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 一 営業日：月曜日～土曜日とする。(日・祝祭日は要相談)
- 二 営業時間：8時～18時対応

(訪問介護自費サービスの提供方法)

第6条 事業所は、訪問介護自費サービスの提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

2. 訪問介護自費サービスは、利用者の事情や必要に応じて、事業所との話し合いによりサービスを提供します。
3. 事業所は訪問介護員が行うサービス提供毎に利用者の確認を受けることとします。

(訪問介護自費サービスの内容)

第7条 訪問介護自費サービスの内容は次のとおりとする。

一 身体介護

- ・食事介助、入浴介助、更衣介助、排泄介助、身体整容、体位交換
- ・移動、移乗介助
- ・服薬確認（声かけ、見守り）
- ・外出の付き添い（理美容室、冠婚葬祭等、地域行事、散歩）
- ・入院中の身体的なお世話、見守り
- ・通院時の付き添い（院内介助含む）
- ・見守り支援

二 生活援助

- ・ゴミ出し、調理、掃除、洗濯、布団干し
- ・ご家族の調理、掃除、買い物代行
- ・保険適用外の家事支援（大掃除、窓ふき等）
- ・趣味活動や話し相手
- ・入院準備、入院時の洗濯等、退院時の片付け整理
- ・服薬受け取りの代行、受診の順番取り
- ・公共料金の払い込み、郵便物の投函、各種の手続き、宛名書き

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 事業者からサービスの提供を受けたときは身体介助については 15 分ごとに 1000 円、生活援助については 15 分ごとに 600 円の利用者負担金を徴収します。（自費サービスのみ利用の場合は別途消費税を徴収する。）
2. 訪問介護自費サービスの利用中止をサービス実施日の当日申し出られた場合は、キャンセル料として特別な場合をのぞき、利用料の全額を徴収します。
3. 訪問介護自費サービスのみ利用を行う場合に要した交通費については、1 km 20 円（税別）の支払いを利用者から受け取ることができる。
4. サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する、電気、ガス、水道及び電話等の費用は、利用者の別途負担となる
5. サービス記録等の複写に関して事業者は利用者に対して実費相当額を請求します。
6. 通院介助などで交通機関を利用した場合の訪問介護員等の交通費は利用者が負担する。
7. 郵送に要する費用・・・郵送費 140 円/回

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護自費サービスを実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、旧岩国市（離島は除く）

和木町、広島県大竹市（離島は除く）

(秘密保持)

第11条 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。但し、次の各号についての情報提供については、契約時に利用者及びその家族等から同意を得たものとみなします。

2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。
3. 職員は退職後も守秘義務を遵守する様、必要な処置を講じます。
4. 虐待防止法（児童・障害・高齢者）にもとづく通報を行った場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(苦情処理)

第12条 事業所は提供した訪問介護自費サービスに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

- 1 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。重要事項説明書をご覧ください。
- 2 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

(損害賠償)

第13条 事業所は、利用者に対する訪問介護自費サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 防火管理者は非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する為の具体的計画を策定し、定期的に防水及び消火設備の保守点検及び避難、救出、消火、通報訓練を行わなければならない。

(サービス提供記録の記載)

第15条 訪問介護自費サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該訪問介護自費サービスについて、利用者に支払いを受ける報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(衛生管理)

第 16 条

事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための体制（感染症の予防及びまん延防止のための委員会の設置、指針の整備、感染症の従業者への研修方法や研修計画等）を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 17 条 事業所は、虐待防止に関する組織内の体制（責任者の選定、虐待防止のための委員会の設置、指針の整備、従業者への研修方法や研修計画等）を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、**関係機関と連携し、地域包括支援センターへ通報する等**、速やかに必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定)

第 18 条

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 19 条

1. 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとする
2. 事業所は、全ての訪問介護自費サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
3. 事業所は、適切な訪問介護自費サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護事業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
4. 訪問介護員等は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。
5. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人新生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年10月1日から施行する。